

石巻圏域における再造林促進に関する協定書

株式会社山大（以下「甲」という。）、石巻地区森林組合（以下「乙」という。）及び宮城県東部地方振興事務所（以下「丙」という。）は、連携して石巻圏域における再造林の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石巻市内、東松島市内及び女川町内の伐採跡地（公有林を除く。）（以下「石巻圏域伐採跡地」という。）において再造林を行う森林所有者に、スギ花粉症対策苗木（以下「苗木」という。）を提供することによって再造林を奨励し、森林資源の維持増進を図ることで、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを目的とする。

（苗木の提供）

第2条 甲は、石巻圏域伐採跡地における再造林に向けた苗木を提供するものとする。
2 甲が提供する苗木の本数は、毎年度、甲が決定し、乙及び丙に書面で通知するものとする。

（再造林の実施）

第3条 乙は、石巻圏域伐採跡地において森林所有者から委託されて行う再造林箇所から適地を選定し、甲から提供された苗木を植栽するものとする。
2 乙は、甲が提供する苗木相当分の金額を、再造林経費から減ずるものとする。

（植樹活動の実施）

第4条 甲は、再造林について、自ら植樹活動に参加して実施することができるものとする。

（再造林の実施確認）

第5条 乙は、第3条の規定による再造林を実施した際は、その内容を丙に書面で通知するものとする。
2 丙は、適切に再造林が実施されたことを書面及び現地調査で確認し、その旨を甲に書面で通知するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和2年（西暦2020年）6月9日から令和12年（西暦2030年）3月31日までとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年6月9日

甲 住所 宮城県石巻市潮見町2番地の3
氏名 株式会社山大 代表取締役社長

高橋 博介

乙 住所 宮城県石巻市大瓜字棚橋下待井65番地の1
氏名 石巻地区森林組合 代表理事組合長

大内 伸之

丙 住所 宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地
氏名 宮城県東部地方振興事務所 所長

佐藤 靖